

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
中央緊急対応基金(CERF)拠出金	
2 拠出先の名称	
国際連合人道問題調整事務所(OCHA) ※CERFは国連事務局内のOCHAが管理している。	
3 拠出先の概要	
中央緊急対応基金(CERF)は、2006年国際連合総会決議により、国連人道支援改革の一環として、人道支援団体が迅速に生命の確保(life-saving action)を行うための資金を無償で提供する基金として設置。同基金を管理するOCHAの本部所在地はニューヨーク及びジュネーブ。日本では神戸に事務所を置く。 突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機(いわゆる「忘れられた危機」)への対応を可能にすることを目的としている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出は、緊急人道支援に関する初動対応(食料、水などの支援物資、及び医療、保護などの支援サービス)のために充てられる。初動対応の中でも人命を救う活動、特に被災者に直接届く支援を助成し、人道危機への迅速な対応を行うことを目標としている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 29,000 千円 日本への拠出率: 0.04% (拠出順位: 21 位) 参考: ドイツ 20% (1 位)、オランダ 15% (2 位)、英国 14% (3 位)	
令和3年度当初予算額 14,000 千円 日本への拠出率: 0.03% (拠出順位: 25 位) (2021 年4月8日現在) 参考: 英国 21% (1 位)、スウェーデン 16% (2 位)、オランダ 15% (3 位)	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局 緊急・人道支援課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、国際連合日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標 VI: 経済協力」、「施策 VI-1: 経済協力」、「測定指標2: 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」の下で設定されている中期目標「自由、民主主義、基本的人権の尊

重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う」を達成するための手段の一つと位置づけており、具体的には、「令和2年度目標」にある「2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策」及び「3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策」のための拠出となっている。（令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 391～397 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）
自由で開かれたインド太平洋の実現のための三本柱のひとつである平和と安定の確保には、幅広い地域で起きている、または今後起こり得る人道危機へ迅速で効果的な対応が求められる。迅速な支援には、予め活動資金を蓄えておき、発災時に速やかに拠出する仕組みが必要である。また、効果的な支援には、現地で活動する諸団体による協働の調査、戦略策定、活動調整等が重要である。CERF はこれらの点を満たし、かつ、人間の安全保障の理念に合致した、世界で唯一グローバルな規模を持つ人道支援のための基金である。 基金設立から 180 の国連加盟国や他のドナーから拠出を受けており、2016 年には国連総会が CERF の拠出規模を2倍以上の 10 億ドルとする目標を掲げ、2016 から 2019 年にかけて、CERF への年間拠出は増加し、2019 年には過去最高額の8億 3,100 万ドルに達した。これらは、加盟国の CERF への高い信頼の表れである。CERF は、日本政府も調印した、より多くの支援を人々に届け、人道支援をより効果的、効率的に行うための 51 のコミットメントを表した基本文書であるグランド・バーゲン（重要取引）の目標の達成に貢献しており、ドナー政府単独では改善が難しい課題において、グローバルな規模でノンイヤーマーク拠出を提供し、拠出金を増やしている。そして、180 の加盟国や他のドナーにとって、ノンイヤーマーク拠出を人道支援に活用するツールとなるなどの成果を上げている。 CERF は、日本政府が直接、あるいは JICA や日本の NGO 等を通して速やかに活動することが困難な地域での人道支援を支えている。2019 年、CERF は 49 カ国における人道危機を支援。これは、同時期の日本政府及び JICA、日本の NGO の活動支援国のおよそ2倍にあたり、活動困難な地域への人道支援の補完を可能としている。 CERF への拠出金は、その多寡にかかわらず、CERF が達成するすべての成果を支えたこととなる。限られた支援金を、比較的低額な管理費で、ドナー政府単独では達成することが困難な規模（地域、支援分野、支援団体の専門性・多様性、裨益者数など）で生命の確保に向けた支援に活用することができる。 CERF は、予測的アプローチなど、新しい人道支援の手法を試みており、ドナー政府や人道支援団体から高い関心を集めている課題に取り組んでいる。これらの取り組みは、ドナー政府が単独で支援する場合に比べて、より幅広く関係団体を巻き込み、また、スケール・メリットを確認することができる。これらのイニシアティブから得られた知見は公表され、人道支援団体の共有知識となり、人道支援の質的向上につながる。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本は CERF を管理する OCHA のドナー・サポート・グループおよび OCHA ハイレベルとの意見交換を通じて、CERF の運用に対し、アカウンタビリティやビジビリティの確保等、日本の意見が反映されるよう働きかけを行っている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2019 年 11 月、CERF を管理する OCHA のミューラー人道問題担当国連事務次長補兼緊急援助調整副官（OCHA 次長）が訪日。中谷外務大臣政務官を表敬し、人道危機対応における連携強化等に意見交換を行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者（日系企業（調達先企業を含む）、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等）による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
CERF を管理する OCHA の神戸事務所は日本の大学、NGO ネットワーク、地域の国際防災・人道支援協議会等の依頼により、2019 年6月から 2021 年4月の間に神戸、大阪、京都、東京、オンラインなどで国際緊急人道支援や OCHA に関する講演を計 13 回行い、CERF の設立目的、活動状況や人道支援への貢献について説明した。また

2020 年1月と2021 年1月には神戸大学の依頼により、CERF をテーマにリスク管理の観点における講演を実施し、人道支援問題の理解を深める機会を提供した。
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
人命を救う活動の支援を目的とする CERF は、新型コロナウイルス感染症対策も含め、複雑な人道危機が多発する中、緊急時の人道支援に対する迅速かつ柔軟な資金の確保に貢献する、世界で唯一のグローバルな規模での基金であり、2-1で記載の通り、突発的な大規模災害や紛争発生時の人道支援への初動対応への財源の提供及び、資金不足に陥った人道危機に対応する事業において、大きな貢献を果たしている。 また、1-1(2)に記載の通り、日本は国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、上述のような緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること及び「忘れられた危機」への対応が可能になる。これは、人道支援体制の強化及び日本の推進する「誰一人取り残さない」という理念である人間の安全保障、ひいては SDGs の実現にも貢献するものである。 1-2に記載の通り、日本は CERF を管理する OCHA のドナー・サポート・グループ等を通じ、日本の外交政策の優先事項を OCHA/CERF と共有しており、CERF を通じた迅速かつ効果的な人道支援により、日本の推進する人間の安全保障等の実現を図っている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
国連総会が定めた CERF の3つの目的を達成するために、CERF からの拠出の 2/3 は突発的な大規模災害や紛争発生時に人道支援の初動財源を提供する事業に、1/3 は資金不足に陥った人道危機に対応する事業に充てるとされている。 CERF は毎年2回開催される諮問委員会を通して OCHA の長である緊急援助調整官に戦略的なアドバイスを行っている。2019 年、2020 年の主な助言は以下のとおり。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で人道支援団体による資金調達が困難となる可能性を鑑み、CERF は最も深刻な生命の危機に直面している人々を優先的に支援すること。 ・ 国連総会決議で定めた年間拠出 10 億ドルの目標達成に向けた努力を続けること。コロナ禍で CERF が達成した成果は目覚ましく、ドナーにこの点を強調し、拠出を働きかけること。 ・ 緊急援助調整官によるイニシアティブについては、人道支援の分野での革新を牽引すると同時に、現在の効果的、効率的、柔軟な基金運用を維持、強化すること。イニシアティブの成果や教訓は、広く人道支援団体と共有すること。 2019 年1月、緊急援助調整官は慢性的に資金不足に陥っている4分野への対応を強化するために、活動対象国駐在の国連常駐調整官や人道調整官に CERF からの拠出金をこれらの分野に積極的に充てるよう促した。4分野とは、(1)女性や女の子への支援、ジェンダーに基づく暴力、生殖に関する健康、エンパワーメント、(2)障害者支援、(3)長期化した人道危機における教育、(4)保護である。

以上のように、CERF はその基本的な運用方針、諮問委員会の助言、緊急援助調整官のイニシアティブなどに基づき、人道危機下で生命を確保するための支援を助成している。

2019 年度の成果(2019 年1～12 月、2020 年8月公表)は以下のとおり。

- ・ 5億 3,800 万ドルを拠出し、49 か国で人道危機に苦しむ 2,900 万人以上に生命を確保するための支援を届けた。各支援分野の裨益者数は、医療 1,590 万人、水と衛生 710 万人、保護 560 万人、食料 490 万人、農業関連の生計維持 390 万人、栄養 270 万人、難民支援 190 万人、シェルター140 万人。
- ・ 5億 3,800 万ドルの内、突発的な大規模災害や紛争発生時に人道支援の初動財源を提供する事業については、3億 3,900 万ドルを 34 か国に拠出(2020 年度は、46 か国に6億 1,800 万ドル)。資金不足に陥った人道危機に対応する事業については、2億ドルを 23 か国に拠出(2020 年度は、21 か国に2億 3,000 万ドル)。この内、紛争下における教育に 1,900 万ドル、保護に 5,200 万ドルを充てた。
- ・ 移動を強いられた 1,800 万人を支援(前年の 54%増)。内訳は、国内避難民 610 万人、難民 320 万人、帰還者 190 万人、ホスト・コミュニティ680 万人。
- ・ プロジェクトの 99%がジェンダーと年齢マーカー(GAM)を活用。機関間常設委員会が掲げる目標 80%を達成。
- ・ CERF からの拠出を受けた国連常駐調整官や人道調整官の 96%が CERF は人道支援を迅速化したとし、82%が人道支援団体間の活動調整を促進したとし、また 84%が直接的・間接的に資源の動員を向上させたと述べている。
- ・ 14 の国連機関、567 の地元の人道支援団体、赤十字社、政府、そして 150 の国際 NGO など幅広い専門機関の協働を助成。
- ・ プロジェクトの 70%以上で、裨益者がプロジェクトの計画や実施に関する意思決定に参加した。
- ・ 60 のドナーから8億 3,100 万ドルの拠出金を受けた(3年連続で増額)。(2020 年度は、61 のドナーからおおよそ6 億 2,400 万ドルの拠出。)

2018 年度の成果(2018 年1～12 月、2019 年 12 月・2020 年8月公表)は以下のとおり。

- ・ 5億 50 万ドルを拠出し、48 か国で人道危機に苦しむ 2,740 万人以上に生命を確保するための支援を届けた。各支援分野の裨益者数は、医療 1,680 万人、水と衛生 740 万人、食料 470 万人、保護 390 万人、栄養 340 万人、農業関連の生計維持 290 万人、シェルター200 万人等。
- ・ 5億 50 万ドルの内、突発的な大規模災害や紛争発生時に人道支援の初動財源を提供する事業については、3 億 2,100 万ドルを 37 か国に拠出。資金不足に陥った人道危機に対応する事業については、1 億 8,000 万ドルを 18 か国に拠出。この内、紛争下における教育に 1,530 万ドル、保護に 3,030 万ドルを充てた。
- ・ 56 のドナーから5億 5,860 万ドルの拠出金を受けた。

2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

日本は CERF を管理する OCHA のドナー・サポート・グループ等を通じ、日本の外交政策の優先事項を OCHA/CERF と共有している。また、CERF の年次ハイレベル会合において、CERF が人道支援の現場でもたらすインパクトや CERF への拠出の意義等の議論に参加している。2016 年から 2019 年まで JEN の木山啓子共同代表理事が、CERF の活用について緊急援助調整官に提言等を行う CERF 諮問委員会のメンバーを務めた。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2020年8月(日本の2019年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	日本の2020年度分の決算報告については 2021年8月に公表予定。
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2022年8月頃
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
本件拠出は、他のドナーの拠出とともに、国連事務局内に設置された CERF に組み入れられ、国連常駐調整官・人道調整官が作成し、国連事務局長に代わって緊急援助調整官が国連総会の定めた規定等に従って承認するプロジェクトに充てられる。事業実施期間は異なるが(最長9か月)、プロジェクト完了後3か月以内に国連常駐調整官・人道調整官が報告書を提出することとなっている。また、CERF から拠出を受けた国連機関は、2種類の報告書を毎年第一四半期に提出することとなっている。これらの報告書に基づき、毎年8月に事務総長による報告書が総会に提出される他、同時期に CERF 事務局が年間報告書や成果報告書を公表している。 対象期間における報告について、2019 年分において残高が2億 5537 万ドルと高めの水準となっているが、これは、総会が CERF から年間拠出を 10 億ドルとする目標を掲げた 2016 年から他のドナーから同基金への拠出が増加傾向にあり、毎年 12 月に行われるプレッジング会合で多額の拠出を受けたことによる(3億 9,080 万ドル、日本政府からの拠出は含まない)。 国連事務局全体に対して実施されている監査に CERF は含まれている。国連会計検査委員会は 2019 年度の CERF の運営について、CERF からの拠出を受けた国連機関による(1)プロジェクト実施期間の延長要請を減少させること、(2)会計報告書の提出と未使用の資金の返還を迅速化することを提言した。CERF 事務局はこれらの提言を受け入れ、改善努力を続けている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
CERF 事務局は、2016 年に日本政府が調印したグランド・バーゲンが掲げる9つの行財政マネジメントの目標達成に向けた取り組みを進めている。例えば、透明性については(目標1)、2019 年、国際援助透明性イニシアティブ(IATI)透明性スコアを 95 とし、IATI に情報提供を行っている 1,100 の組織の内、上位 10 位内に入った。多くのドナー政府にとって困難な地元の人道支援団体への支援の増強については(目標2)、2018 年に CERF から拠出された助成金の 15%が 45 か国・567 の現地の人道支援団体の活動を支援している。ドナー政府によるイヤマーク拠出の削減については(目標8)、同基金は世界で唯一のグローバルな規模をもった人道支援に特化したプール基金であり、その拠出額は国連総会決議に従って、年々拡大傾向にある。基金設立から 2021 年4月までに、180 の国連加盟国やドナーから 75 億ドルの拠出を受け、70 億ドル以上を 108 か国における人道支援に充てている。 新型コロナウイルス感染症の拡大は、一次的、二次的な人道ニーズを高め、人道支援団体の活動を制約した。同基金は4つの新しいアプローチを採用し、速やかに1億 3,500 万ドルの活動資金を人道支援団体に提供。新アプローチに、(1)国連機関の本部へ迅速で柔軟なブロック・グラントを実施(2020 年2月から5月の間に 9,500 万ドルを拠出、36 か国・6,400 万人を支援)、(2)最前線で活動している NGO へより直接的な資金提供(6か国・24 の地元 NGO へ資金を提供し、1,380 万人を支援)、(3)ジェンダーに基づく暴力に対する対応の強化、(4)資金提供を受けた国連機関がパンデミックによる制約に対応できるよう、プロジェクト実施計画の調整の柔軟化(30 か国・122 以上のプロジェクトの活動内容がパンデミックの状況に応じて適宜変更された)が挙げられる。	

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
1-2においても記載のとおり、日本は CERF を管理する OCHA のドナー・サポート・グループおよび OCHA ハイレベルとの意見交換を通じて、CERF の運用に対し、アカウントビリティやビジビリティの確保等を求めるといった働きかけを行っている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
11	11	8	10	12	2	2,138
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
11	8	12	10.33	11	0.67	2,227
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	0	0	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
0	0	0	0	0	0	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
OCHA ホームページに日本語の採用情報ページを新たに設け、「OCHA で働くために」や「OCHA キャリアガイド」のパンフレットを公開し、日本人職員採用のための情報公開を積極的実施している。また、外務省国際機関人事センター、広島平和構築人材育成センター、大学、高校等からの依頼によりキャリア支援の講演を実施。日本人職員である神戸事務所長自ら JPO 志望者等に向けたキャリア相談を個別に行っている。						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						